

「埼玉県いちご輸出基礎調査事業」業務委託に係る企画提案競技募集要項

埼玉県いちご輸出基礎調査事業業務委託に係る企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。

1 業務の概要

(1) 委託業務名

埼玉県いちご輸出基礎調査事業業務委託

(2) 業務委託の目的及び内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

(4) 委託限度額

9,515千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納していない者であること。

3 スケジュール（予定）

令和8年4月14日（火）	企画提案競技公募開始
令和8年4月20日（月） 15時	質問事項の受付期限
令和8年4月23日（木）	質問に対する回答
令和8年4月28日（火） 15時	企画提案競技参加申込書の提出期限

令和8年5月11日（月）15時 企画提案書等の提出期限
令和8年5月18日（月）AM プレゼンテーション実施
令和8年5月下旬 委託候補者選定結果通知

4 質問事項の受付

本業務に係る質問は、質問書（様式1）を提出するものとする。

（1）受付期限

令和8年4月20日（月）15時必着

（2）受付方法

様式1「質問書」に質問内容を記載の上、「11 担当窓口及び提出先」宛てに電子メールにより提出すること。

提出の際の件名は「【質問書】埼玉県いちご輸出基礎調査事業業務委託」とし、確実に期するため電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。なお、簡易なものを除き口頭での質問は受け付けない。

（3）質問に対する回答

質問への回答は、埼玉県ホームページに掲載する。

5 企画提案競技参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加申込書兼誓約書」（様式2）を電子メールで提出するものとする。また、確実に期するため、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。

宛先：「11 担当窓口及び提出先」記載のメールアドレス。

件名：【参加申込書】埼玉県いちご輸出基礎調査事業業務委託

提出期限：令和8年4月28日（火）15時必着

なお、やむを得ない理由により参加を取り下げる場合は、様式3「参加申込取下書」を提出すること。

6 企画提案書等の提出

（1）記載内容

ア 企画提案書の1ページ目「表紙」には様式4を使用すること。表紙以外の様式は任意とする。

イ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

ウ 仕様書を踏まえ、以下の（ア）～（カ）までの6項目について具体的に提案を行うこと。（様式任意。ただし、A4版・横向き・横書きとする。）

（ア）基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイントを、1頁以内で記載すること。

（イ）提案内容（以下について必ず含めること）

① ターゲット国の分析・選定

- ・調査・分析方針と具体的な手法
- ・他産地や県内生産者・商社等への取材方針
- ・テスト輸出計画
- ・県育成品種の特性を踏まえた県のいちご輸出促進施策への提言方針

② マニュアル作成

- ・マニュアル構成案及び作成方針
- ・公開版・限定配布版の内容の違い
- ・他産地事例の整理方針

(ウ) 業務実施体制

(エ) 業務のスケジュール

(オ) 過去における類似業務実績（概ね3年以内）

(カ) 委託料の見積書

- ・委託料の総額のほか、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等の経費区分の積算が分かるように記載すること。
- ・宛名は「埼玉県知事 大野 元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること（代表者印は不要とする）。

(キ) 法人概要（様式5）

(2) 提出部数及び提出方法等

ア 提出方法

電子データで提出すること

イ 提出先

「11 担当窓口及び提出先」のメールアドレス宛

ウ 提出期限

令和8年5月11日（月）15時必着

エ その他

- (ア) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限るものとする。
- (イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (ウ) 提出された企画提案書等は、審査にのみに使用する。
- (エ) 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

7 委託候補者の選定

- (1) 委託先候補者の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、県の設置する審査委員会において、プレゼンテーションを行い、総合点が最も評価点が高かった提案者を契約先候補者として選定する。
- (2) その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。
- (3) 企画提案書等を提出した者が5者以上のときは、審査会は書面による1次審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加する4者程度を選定する。

- (4) 企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。
- (5) 審査日は、令和8年5月18日(月)AMとし、Teamsで実施する。詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、文書等で連絡する。
- (6) 審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。
- (7) 選定結果は、全応募者へ通知する。審査及び審査結果の内容の照会等には回答しない。

8 契約の相手方の決定方法

県は、候補者に選定された者と業務内容に関する細目事項について協議を行う。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合がある。

協議が整った場合は候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。

なお、候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に候補者に事故がある場合等は、評価が次順位の者を候補者として改めて協議を行う。

委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来通り紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

9 主な評価項目

(1) 企画提案全般

- ・ 本業務の実施が県産いちごの輸出促進に資するものとなっているか。
- ・ 県産いちごの魅力や品種の特性を十分に理解した企画提案となっているか。
- ・ 事業内容と比較して見積額が適正であり、費用対効果に優れているか。
- ・ 委託業務の目的を実現するための適切なスケジュールがとられているか。
- ・ 会社として十分な実績を有し、県の要請に応じて即時かつ柔軟な対応ができる体制が整備されており、本業務を確実に履行できると認められるか。

(2) ターゲット国の分析・選定

- ・ 農産物の輸出に関する知識、知見があり、ターゲット国選定に資する調査方法が適切に示されているか。
- ・ 県内外の産地、生産者、農産物を取り扱う商社等から必要な情報を得るための取材・情報収集の方針が具体的に示されているか。
- ・ 令和9年度以降の県産いちごの輸出促進施策に資する提言を行うための調査・分析手法や検討体制が適切に計画されているか。

- ・ テスト輸出（輸送試験・日持ち試験）に係る検証方法が妥当であり、適切に実施できる体制となっているか。

(3) マニュアル作成

- ・ 生産者による輸出の開始・拡大に資する実用的な内容であり、生産規模に応じた必要事項が網羅されたマニュアル構成案となっているか。
- ・ 公開版と限定配布版の役割分担が明確で、目的に応じて論理的に構成されているか。
- ・ 他産地の成功例・失敗例も踏まえ、県産いちごに応用可能な形で分かりやすく整理する方針が示されているか。

10 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 電子メール以外の方法で提出したもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ク 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。
- エ 契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

11 担当窓口及び提出先

埼玉県 農林部 農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

(住 所) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁本庁舎5階)

(電 話) 048-830-4107

(E-mail) a4105-13@pref.saitama.lg.jp